

別表（第3条関係）

弔慰基準

1 市議会議員、市長、副市長、教育長、教育委員、市内児童・生徒関係

区分		香典、供花等		備考
市議会議員、市長、副市長		本人	香典（１万円）又は供花等	弔辞又は弔電
		配偶者、実父母、生計を共にする配偶者の父母	—	弔電
教育長、市教育委員	現職	本人	香典（１万円）、供花等	弔辞又は弔電
		配偶者、実父母、生計を共にする配偶者の父母	香典（１万円）、供花等	弔電
		生計を共にする子	供花等	弔電
	退任後10年以内の者	本人	香典（１万円）又は供花等	弔電
	上記以前の職	本人	—	弔電
西部教育事務所管内の教育委員	教育委員	本人	香典（１万円）又は供花等	弔電
		配偶者、実父母、生計を共にする配偶者の父母	—	弔電
	上記以外の者	本人	—	弔電
		配偶者、実父母、生計を共にする配偶者の父母	—	弔電
市内児童・生徒（学校での事故、登下校時の交通事故等の場合に限る。）		本人	—	弔電

2 職員関係

区分			香典、供花	備考
市常勤職員	市費負担職員	本人	香典（1万円）、供花等	弔辞又は弔電
		配偶者、実父母、子、 生計を共にする配偶者の父母	—	弔電
	県費負担職員	本人	香典（1万円）又は供花等	弔辞又は弔電
		配偶者、実父母、生 計を共にする配偶者の父母	—	弔電
	元校長、元 教頭	本人	—	弔電
市非常勤職員		本人	—	弔電

3 前2項に掲げるもののほか、教育委員会と密接な関係にある者に対する弔意については、同項の規定に準じて、その都度決定する。